

(変更の許可等) 第八条 製造事業者は、第三条第二項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 製造事業者は、第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたときは又は前項ただし書の経済産業省令で定めたとき又は第八号に掲げる事項を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第六条の規定は、第一項の許可に準用する。(報告等)

第九条 製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 製造事業者は、毎年、経済産業省令で定めることにより、その業務に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 製造事業者は、前項に定めるもののほか、その業務に係るアルコール、酒母又はもろみを亡失し、又は盜み取られたときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告し、その検査を受けなければならぬ。(業務改善命令)

第十条 経済産業大臣は、製造事業者の業務の運営に關しアルコールの適正な流通を確保するため改善が必要であると認めるときは、当該製造事業者に対し、その改善に必要な措置を命ぜることができる。

(廃止の届出)

第十一条 製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 製造事業者がその事業を廃止したときは、その許可は効力を失う。(許可の取消し等)

第十二条 経済産業大臣は、製造事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反したとき。

二 第五条第一号又は第四号から第六号までに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きそのままの事業を休止したとき。

四 不正の手段により第三条第一項又は第八号に掲げる事項の許可を受けたとき。

五 第八条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(必要な行為の継続等)

第十三条 製造事業者の相続人につき第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、第十一条第二項の規定により製造事業者の許可が効力を失つた場合又は前条の規定により製造事業者の許可が取り消された場合において、当該製造場又は貯蔵所にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、経済産業大臣は、当該相続人、当該効力を失つた許可を受けていた者又は当該取り消された許可を受けていた者の申請により、期間を指定し、そのアルコールの製造又は譲渡を継続させることができる。

2 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する者を製造事業者とみなして、この法律の規定を適用する。(製造事業者名簿)

第十四条 経済産業大臣は、製造事業者に関する第三条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げた製造事業者名簿を記載した製造事業者名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(酒母等の譲渡等の禁止)

第十五条 製造事業者は、アルコールの製造による酒母又はもろみを譲渡し、アルコールの製造以外の用途に使用し、又は経済産業大臣の承認を受けないで製造場から移出してはならない。

(第二節 アルコールの輸入の事業)

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(輸入の許可)

第十六条 アルコールの輸入を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(販売の許可)

第十七条 前条第一項の許可を受けた者(以下「輸入事業者」という。)でなければ、アルコールを輸入してはならない。ただし、試験、研究又は分析のために使用する目的でアルコールを輸入しようとする場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(許可の基準)

第十八条 経済産業大臣は、第十六条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(必要ない行為の継続等)

第十九条 輸入事業者の相続人につき次条において準用する第七条第一項ただし書の規定の適用がある場合、次条において準用する第十九条第一項と、第十四条中「製造事業者名簿」とあるのは「輸入事業者名簿」と、同条第二項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第十六条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

(第三節 アルコールの販売の事業)

第二十条 第五条の規定は第十六条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は輸入事業者に準用する。この場合においては、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第十六条第二項第六号」と、同条第二項中「第三条第二項第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第十六条第二項第六号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第十六条第二項第六号」とあるのは「第十六条第一項中「第三条第二項第六号」とあるのは「第十六条第二項第六号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第十八条」と、第三項中「第六条」とあるのは「第十六条第一項中「アルコール、酒母又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十二条第一号から第四号まで若しくは第八号」と、同条第三項中「第六条」とあるのは「第十八条」とあるのは「第十六条第一項中「アルコール」と、第十二条第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第十六条第一項中「アルコール」とあるのは「第十六条第一項中「アルコール又はもろみ」とあるのは「アルコール」と、第十二条第一号から第四号まで若しくは第八号」とあるのは「第十六条第一項」と、同号及び同条第五号中「第八条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第八条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第五条第一号又は第四号から第六号まで」と、同条第二項中「第三条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第十六条第二項第一号、第二号及び第五号」とあるのは「第十六条第二項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十一条 アルコール(特定アルコールを除く。以下この条及び次条において同じ。)の販売を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造事業者又は輸入事業者が、その製造、又は輸入したアルコールを販売する場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者である場合においては、その法定代理人(アルコールの販売に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四	前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
五	主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地
六	貯蔵所ごとの設備の能力及び構造
七	事業開始の予定年月日
八	その他経済産業省令で定める事項

第二十二条 前条第一項の許可を受けた者（以下「販売事業者」という。）、製造事業者は輸入事業者でなければ、アルコールを譲渡してはならない。ただし、許可使用者が経済産業大臣の承認を受けて、アルコールを譲渡する場合は、この限りでない。

第二十三条 販売事業者は、製造事業者等（製造事業者、販売事業者、許可使用者及び第四条第三号の規定により経済産業大臣の承認を受けた者をいふ。以下同じ。）以外の者にアルコールを譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

第二十四条 製造事業者は、その製造したアルコールを製造事業者等以外の者に譲渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りでない。

第二十五条 第五条の規定は第二十二条第一項の申請により、期間を指定し、そのアルコールの譲渡を継続させることができる。

第二十六条 前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する経済産業大臣とみなして、この法律の規定を適用する。

2	前項の場合においては、同項の規定により経済産業大臣が指定した期間は、同項に規定する経済産業大臣とみなして、この法律の規定を適用する。
2	前項の規定は第二十二条第一項の許可に、第七条から第十二条まで及び第十四条の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）
2	前項の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）
2	前項の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）
2	前項の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）

2	前項の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）

2	前項の規定は販売事業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「第五条各号」とあるのは「第二十五条において準用する第五条各号」と、同条（準用）

るときは、製造事業者又は輸入事業者が担保を提供するまで、当該製造事業者又は当該輸入事業者が保有するアルコールの処分又は譲渡を禁止することができる。

第三十三条及び第三十四条 削除

第四章 雜則

(アルコールの希釈の制限)

第三十五条 製造事業者、輸入事業者、販売事業者及び許可使用者は、許可使用者がその使用の過程において薄める場合その他經濟産業省令で定める場合のほか、アルコール（特定アルコールを除く）を薄めてアルコール分を九十度未満にしてはならない。

(納付金の徵収)

第三十六条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げるアルコールの数量にそのアルコールに係る加算額を乗じて得た額に相当する額の納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 製造事業者等以外の者にアルコール（特定アルコールを除く。以下この条において同じ。）を譲渡した製造事業者（アルコールを輸出した者を除く。）当該譲渡されたアルコールの数量

二 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した輸入事業者（アルコールを輸出した者を除く。）当該譲渡されたアルコールの数量

三 製造事業者等以外の者にアルコールを譲渡した販売事業者（アルコールを輸出した者を除く。）当該譲渡されたアルコールの数量

四 アルコールを譲渡した許可使用者（第二十条第一項ただし書の規定による承認を受けたアルコールを譲渡した場合を除く。）当該使

用されたアルコールの数量

五 アルコールを使用した製造事業者

六 アルコールを使用した輸入事業者

八 第二十六条第一項の許可に係る用途以外の用途にアルコールを使用した許可使用者

七 アルコールを使用した販売事業者

八 第二十六条第一項の許可に係る用途以外の用途にアルコールを使用した許可使用者

九 アルコールを使用した輸入事業者

前項の規定による命令を受けた者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

3 第四十七条第二項の規定により没収されたアルコールには、第一項に規定する納付金を課さない。

(強制徵収)

第三十七条 経済産業大臣は、第三十一条第一項の規定による納付金又は前条第一項に規定する

納付金を納期限までに納付しない者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

経済産業大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徵収することができる。

前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付があつた納付金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徵収することができる。

この場合における納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

延滞金は、納付金に先立つものとする。

(密造アルコール等の所持等の禁止)

第三十八条 何人も、法令に基づく場合のほか、第四条の規定に違反して製造されたアルコール又は第十七条の規定に違反して輸入されたアルコールを所持し、譲り渡し、又は譲り受けではない。

(許可等の条件)

第三十九条 許可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(報告及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、製造事業者、輸入事業者、販売事業者、許可使用者、第四条第三号の規定により経済産業大臣の承認を受けた者（次項において「承認試験研究者」という。）又は第十七条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けた者（次項において「承認輸入者」という。）

に對し、その業務に關し報告をさせることが

できる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、輸入事

業者、販売事業者、許可使用者、承認試験研究者又は承認輸入者の事務所その他の事業場に立ち入り、アルコール、酒母、もろみ、機械、器具、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要最小限度の分量に限りアルコールその他の必要な試料を取去させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金の額を控除した額とする。

に對し、その業務に關し報告をさせることがで

(国に対する適用)

第四十四条 この法律の規定は、第三十六条、第三十七条及び次章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令であるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令であるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪は、罰する。

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

前項第一号の未遂罪

